平成２４年（フ）第６０５号
大阪府富田林市須賀１丁目１番８号
債務者　福山美穂子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６６４号
大阪府柏原市太平寺２丁目16番23―205号
ハイグレイス
債務者　高橋　和人
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
大阪府和泉市室堂町５番地の１―３―712
債務者　片伊勢　暁
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３０２号
大阪府泉大津市助松町２丁目８番11号向屋敷B105号
債務者　岡　　直弘
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地50棟406号
債務者　花田　百合
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３１７号
大阪府岸和田市別所町３丁目７番２―102号
債務者　森田　浩史
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３２３号
大阪府泉南市中小路１丁目16番15号
債務者　奥　加奈子（旧姓西浦）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３２５号
大阪府泉佐野市高松北１丁目４番10号マンション長寿
債務者　日根野谷勝
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３２６号
大阪府泉大津市東豊中町３丁目７番13号セフィラ富士202号
債務者　大浦　雅男
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
大阪府泉南市信達市場1661番地の１
債務者　メンドーザウエキディアナジャクリンこと　ＭＥＮＤＯＺＡ　ＵＹＥＫＹ　ＤＩＡＮＡ　ＪＡＣＫＥＬＩＮＥ
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３３７号
大阪府泉佐野市葵町１丁目４番45号
債務者　木戸　清貴
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３３８号
大阪府泉佐野市松原３―３―１―409、住民票上の住所大阪府岸和田市別所町３丁目28番18号
債務者　中山　悦子（旧姓佐野・吉田）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３３９号
大阪府和泉市のぞみ野２丁目1264番地の６―804
債務者　中澤　正宏
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３４０号
大阪府和泉市阪本町303番地の２ヴィラＲＹ１Ｆ号室、前住所大阪府和泉市池田下町3516番地の11
債務者　藤原　月子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３４４号
大阪府岸和田市土生町118番地の６カルム・コリーヌ103号室、前住所大阪府和泉市府中町５丁目21番３―1106号
債務者　増井みさ子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３４５号
大阪府泉佐野市南中安松1466番地ファミール・カシロウＢ棟203号室、住民票上の住所大阪府阪南市下出255番地の３
債務者　橋本　貴浩
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係